

横浜市資産指令第1018号
令和3年5月1日

許可番号 第05620039075号

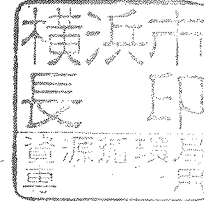
産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂二丁目5番6号

氏 名 丸三運輸 株式会社
代表取締役 三浦 清隆 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横 浜 市 長 林 文 子



許 可 の 年 月 日

令和3年5月1日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和8年4月30日

1. 事業の範囲

中間処理

(1) 破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区幸浦2-8-1の一部、2-8-7の一部

処理施設の概要

(1) 破碎施設 1基 (4.909 t/日)

設置年月日：令和2年8月13日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類

3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、64m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年5月1日 新規許可

令和3年5月1日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無